

1 入札参加資格に関する事項

(1) 必要な資格要件

- ① 入札公告日現在で各務原市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定又は再生計画の認可の決定が確定したもので、各務原市の入札参加資格に係る再審査を受けているものについては、当該申立てがなされていないものとみなす。
- ④ 入札公告日から開札日までの間に、各務原市競争入札参加資格停止措置要綱(平成14年9月30日決裁。以下「参加資格停止要綱」という。)に基づく資格停止の措置の対象となっていない者であること。
- ⑤ 入札公告日から開札日までの間に、各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年7月23日決裁)に基づく排除措置の対象になっていない者で、同要綱別表に掲げる排除措置要件に該当しないこと。

2 仕様書等の閲覧方法及び質疑応答

(1) 仕様書等の閲覧方法等

仕様書等の閲覧期間、閲覧場所、閲覧方法等については、入札公告に定める。

(2) 仕様書等に関する質問

- ① 仕様書等について質問がある場合は、各務原市ホームページから質問書の様式をダウンロードし、次のとおり提出すること。
- ② 受付期間
入札公告に定める。
- ③ 質問書の提出方法及び提出先
電子メール keiyaku@city.kakamigahara.gifu.jp
ファクシミリ 058-383-6365
送信した後に、入札公告に定める入札担当課に電話により受信を確認すること。
- ④ 質問があった場合は、その回答は、入札公告に定める期日において各務原市ホームページ(HOME>くらし・市政>事業者向け情報>入札・契約>一般競争入札情報 <https://www.city.kakamigahara.lg.jp/>)に掲載する。入札参加者は、質問提出の有無にかかわらず、当該回答の内容を必ず閲覧すること。

3 入札参加申請に関する事項

(1) 提出期間

入札公告に定める。

(2) 提出先

入札公告に定める入札担当課

(3) 提出方法

一般競争入札参加申請書を作成し、原則として郵送により提出すること。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

提出された一般競争入札参加申請書に受付印を押印しファクシミリにて送信する。

(5) その他

(4)にて送信された一般競争入札参加申請書の写しを入札封筒に同封すること。

4 入札手続等に関する事項

(1) 入札書の提出方法

開札日の前日の午後5時までに原則として郵送により入札書を送達すること。ただし、開札日時に入札会場で入札に立会い応札する場合は、同日時に持参により提出すること。その場合は、開札日時の前日の午後3時までに入札公告に定める入札担当課に申し出ること。

(2) 提出期間

入札公告に定める。

(3) 開札の日時及び場所

入札公告に定める。

(4) 開札

入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができない。ただし、4(1)に定める申出を行った場合は、この限りではない。

(5) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札公告等により別に定める場合についてはこの限りではない。

(6) 落札候補者の決定

開札後、最低の価格をもって入札した者を落札候補者として決定し、落札者の決定を保留した上で、開札を終了する。

落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2以上ある場合は、くじによって落札候補者を決定する。予定価格の制限の範囲内の価格の有効な入札がないときは、再度の入札を行う場合がある。なお、再度入札の回数は1回までとする。

5 入札の無効等

本公告に示した参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者がした入札並びに各務原市契約規則(昭和39年規則第9号。以下「規則」という。)第14条及び各務原市競争入札心得4の各号に違反した入札は、無効とする。

6 入札参加資格の審査及び落札決定

(1) 開札後、落札候補者に対して、①に掲げる書類(以下「申請書類」という。)をそれぞれ1部、提出することを求めることとする。この場合、落札候補者は、提出の求めのあった日の翌日から起算して2日以内(市の休日を除く。)に原則として郵送により提出しなければならない。ただし、当該期日に間に合わないおそれがある場合は、電子メールにて先行して送達すること。

① 申請書類

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 契約実績を確認できる書類

② その他

ア 資料の作成に係る費用及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

イ 契約担当者は、提出された申請書類を参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書類は、返却しない。

エ 提出後は、原則として申請書類の差替え及び再提出は認めない。

(2) 落札候補者から提出された申請書類等の審査を行い、審査の結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を新たに落札候補者とし、電話連絡により申請書類の提出を求める。

なお、落札者が決定するまで順に同様の手続を行うものとする。

(3) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(4) (2)の審査及び落札決定は、原則として申請書類の提出があった日の翌日(市の休日を除く。)に行い、次順位者の場合も同様とする。

(5) 落札者を決定した場合は、直ちに落札者に対し電話連絡を行う。落札者以外の入札参加者については、入札結果の公表をもって落札決定の通知とする。

(6) 参加資格要件を満たしていないと認められた者については、入札参加資格不適格通知書を送付するものとする。

7 契約締結に関する事項

(1) 契約締結に対する議会の議決の要・不要

入札公告に定める。

(2) 落札者と本契約を締結するまでの間において、入札公告の資格要件に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合(1(1)④及び⑤の資格要件については、「入札公告日から開札日までの間に、」を削除して適用するものとする。)は、当該契約を締結しない場合がある。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は、日本国通貨とする。

(2) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合は、参加資格停止要綱に基づき資格停止の措置の対象となることもある。

(3) 地域区分

地域名	岐阜地域		中濃地域		西濃地域	
市町村名	岐阜市	羽島市	関市	美濃市	大垣市	海津市
	各務原市	山県市	美濃加茂市	可児市	養老町	垂井町
	瑞穂市	本巣市	郡上市	坂祝町	関ヶ原町	神戸町
	岐南町	笠松町	富加町	川辺町	輪之内町	安八町
	北方町		七宗町	八百津町	揖斐川町	大野町
			白川町	東白川村	池田町	
			御嵩町			

地域名	東濃地域		飛驒地域	
市町村 名	多治見市	中津川市	高山市	飛驒市
	瑞浪市	恵那市	下呂市	白川村
	土岐市			